

新特別支援学校幼稚部教育要領

新特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

総則の改善点について

総合教育センター 特別支援・相談課

総則等編(幼稚園・小学部・中学部)

第1編 総説

第1節 改訂の経緯

社会の急速な変化や予測が困難な時代への対応

学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。＝**資質・能力を育てる**

社会に開かれた教育課程 の実現

学習指導要領 の改善

- 1何ができるようになるか
- 2何を学ぶか
- 3どのように学ぶか
- 4一人一人の発達をどのように支援するか
- 5何が身に付いたか
- 6実施するために何が必要か

「カリキュラムマネジメント」 の実現

中央教育審議会答申 H28. 12

- ①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ②子供の障害の重度・重複化, 多様化
- ③社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程のあり方

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

1 基本方針①～⑤に基づき、幼小中学校教育課程の基準の改善に準じた改善

①基本的な改訂の考え方

ア 「社会に開かれた教育課程」を重視

イ 現行学習指導要領の枠組み等の維持に加え、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。

ウ 特別教科化による道德教育の充実や、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな身体の育成。

②育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」を具体化し、教育課程全体を通して育成をめざす **三つの柱**

ア 生きて働く「**知識・技能**」の習得(何を理解しているか、何ができるか)

イ 「**思考力・判断力・表現力等**」の育成(理解していること、できることをどう使うか)

ウ 「**学びに向かう力・人間性等**」の涵養(どのように社会とかかわりよりよい人生を送るか)

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

1 基本方針①～⑤に基づき、幼小中学校教育課程の基準の改善に準じた改善

③「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善の推進


アクティブラーニングの視点に立った授業改善(論点整理)

(留意事項)

- ・異なる指導方法の導入にとらえない。
- ・授業方法や技術の改善のみでなく、児童生徒の資質・能力を育むための「主体的・対話的・深い学び」の視点ですすめる。
- ・1回の授業で実現されるものではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりの中で実現を図る。  これからのPoint
- ・深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが大切。 →解説P250
- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

1 基本方針①～⑤に基づき、幼小中学校教育課程の基準の改善に準じた改善

④各学校におけるカリキュラムマネジメントの推進

(求められること)

- ・教科等横断的な学習の充実
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

II

学習の基盤となる資質・能力の育成

現代的な課題に対して求められる資質・能力の育成

教育課程に基づいた、組織的かつ計画的な教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る

Ex 児童生徒、学校、地域の実態把握

教育内容や時間の配分

人的・物的体制の確保、教育課程の改善

個別の指導計画の
評価と改善を
教育課程の評価・改
善につなげる

⑤教育内容の改善事項 言語能力の確実な育成、理数教育の充実、体験活動の充実 伝統、文化に関する教育の充実、外国語教育の充実等

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、途末な事実的知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

「教育課程」と「指導計画」の接続

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）

達成を目指して

学 校 教 育 目 標

- ・ 育成すべき資質・能力
- ・ めざす児童生徒像の明確化
- ・ 卒業までに身に付けてほしい力の検討

何を

学 習 指 導 要 領 に 示 す 各 教 科 等 の 目 標 ・ 内 容 等

① 指 導 内 容 の 選 択

- ・ 基礎的・基本的な指導内容の明確化
- ・ 指導内容の精選・重点を置くべき指導内容の明確化

② 指 導 内 容 の 組 織

- ・ 発展的、系統的に指導内容を配列・組織
- ・ 各教科等間の指導内容の相互の関連

③ 授 業 時 数 の 配 当

- ・ 各教科等の年間授業時数を定める
- ・ 学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める
- ・ 各教科等の授業の1単位時間を適切に定める

教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）

どのように

指 導 の 形 態 ご と に 指 導 計 画 の 作 成

① 指導の形態の選択

各教科等別指導、各教科を合わせた指導、各教科等を合わせた指導

② 指導内容の組織、時数の配分

年間計画、学期計画、月・週計画、単元（題材）計画等

③ 時間割の編成

学習グループ、指導体制の検討

④ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

2 幼稚園, 小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

ア 学びの連続性を重視した対応

インクルーシブ教育システムの推進

(ア)「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について → 第8節

基本的な考え方を明確に… 各学校の判断の参考となるようにした

(イ)知的障がい者である子供のための各教科等の目標や内容について★

育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理。

各学部, 各段階, また幼稚園や小・中学校との各教科等とのつながりに留意。

イ 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実★

(ア)視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者及び病弱者である子供たちに対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱いの配慮事項

(イ)発達障がいを含む多様な障害に応じた自立活動の指導の充実

ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第3節 改訂の要点

1 学校教育法施行規則改正の要点

(1)視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

小学部3・4学年に「外国語活動」

小学部5・6学年に「外国語科」 を新設

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第3学年以上の児童に 「外国語活動」を設けることができる★

※特に必要があるときは，合わせて授業を行うことができる(3)

・特別の教科道徳を位置づける改正は，平成30年4月1日から施行

(2)授業時数一第3学年から第6学年で，年間35単位時間増加する。

小・中学部総則の改善点

小学部・中学部学習指導要領解説 目次

全文

第1章 総 則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割
:何ができるようになるか

第3節 教育課程の編成 :何を学ぶか

第4節 教育課程の実施と学習評価 :どのように学ぶか
何が身についたか

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援:どのように支援するか

第6節 学校運営上の留意事項 :教育課程の編成, 実施に何が必要か

第7節 道德教育に関する配慮事項

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第1章 教育課程の基準

第1節 教育課程の意義 P158

教育課程とは・・・ 学校教育の目的や目標を評価するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。その際、教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が基本的な要素。

学校教育法72条（特別支援学校の目的）



目的実現のため

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の総則―第1章 教育目標

- ・育成を目指す資質・能力を明確にする
- ・学校の教育目標を設定すること
- ・教科等の内容を教科等横断的な視点を持ちつつ、学年相互の関連を図りながら組織する

学校教育法施行規則（小学部・中学部の教育課程の編成）

第2章 教育課程の編成及び実施

何ができるようになるか

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開 P172

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、…主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、…、(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 確かな学力

三つの柱との関連性で整理  「個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実」

(2) 豊かな心 主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して豊かな心や創造性の涵養を実現を図る。

(3) 健やかな体 児童生徒の安全に関する指導の充実 EX災害、情報化生涯にわたって行うスポーツ P279と、体力の向上の重視

(4) 自立活動 知・徳・体に加えて特別支援学校に位置づけられている。

第2章 教育課程の編成及び実施

何ができるようになるか

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

3 育成を目指す資質・能力 P187

- ・「知識及び技能」の習得
- ・「思考力, 判断力, 表現力等」の育成
- ・「学びに向かう力, 人間性等」の涵養

バランスよく育成することが大切

「何を学ぶか」  「何ができるようになるか」

※既得の知識及び技能と関連付けて深く理解し, 他の学習や生活
場面で活用できる生きて働く知識となるよう

(1)「知識及び技能」の習得 P189

⇒ 知識の質を高める: 個別の知識をしっかりと教授し, より深い理解を伴う

知識の習得につなげられるような場面を作る。

知識を相互に関連付けて深く理解する。

知識を他の学習や生活場面で活用する。

第2章 教育課程の編成及び実施

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

3 育成を目指す資質・能力

(2)「思考力, 判断力, 表現力等」の育成 P190

＝「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力
(学校教育法30条第2項)

⇒ 各教科等の特性に応じて育まれるとともに, 教科横断的な視点に立ち, 学習の基盤となる力(言語能力, 情報活用能力及び問題発見・解決能力)求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにする。

(3)「学びに向かう力, 人間性等」の涵養 P191

＝他の二つの柱をどのような方向性で働かせるかを決定づける要素

⇒ 児童生徒や学校, 地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定する。
一人一人が可能性を発揮できるよう, 教育活動の充実を図る。

第2章 教育課程の編成及び実施

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

3 カリキュラムマネジメント

※児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげる工夫が必要。

【三つの側面】で整理

- ・実態を把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てる
- ・実施状況进行评估し、改善を図る。
- ・実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図る。

(手順の一例) P198

(3)編成のための事前の研究や調査が「社会に開かれた教育課程」には重要。 EX卒業生についての調査

第2章 教育課程の編成及び実施

第3節 教育課程の編成

何を学ぶか

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
- 4 学部段階及び学校段階等間の接続

第4節 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか
何が身についたか

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
授業改善, 言語環境の整備と言語活動の充実, プログラミングの体験
体験活動等
- 2 訪問教育の場合
- 3 学習評価の充実

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

どのように支援するか

生徒指導, キャリア教育, 生涯学習など

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い P328

※規定を適用する際は、各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となる。その上で、一人一人の障害の状態等を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定。

別表 重複障害者等に関する教育課程の取扱い
(H29.7.18,19 文部科学省説明会資料より)

- ・児童生徒一人一人の学習の習得状況等把握



在学期間を見通して、どのような内容をどのくらいの時間をかけて指導するか検討する。(個別の指導計画をもとにする)

- ・各教科等の合わせた指導(知的障害を合わせ有する児童生徒の場合)

教育の内容と指導形態を混同しない。

＝ 選択した教育内容に対する学習を行うために、最適な指導形態を選択
→ 教育内容に照らした 学習評価に努める

第2章 教育課程の編成及び実施

個に応じて何を学ぶか

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い P329

1 障害の状態により特に必要がある場合

※「〇〇の場合」とは、例えば〇〇。

慎重に検討を・・・ という記述の仕方。

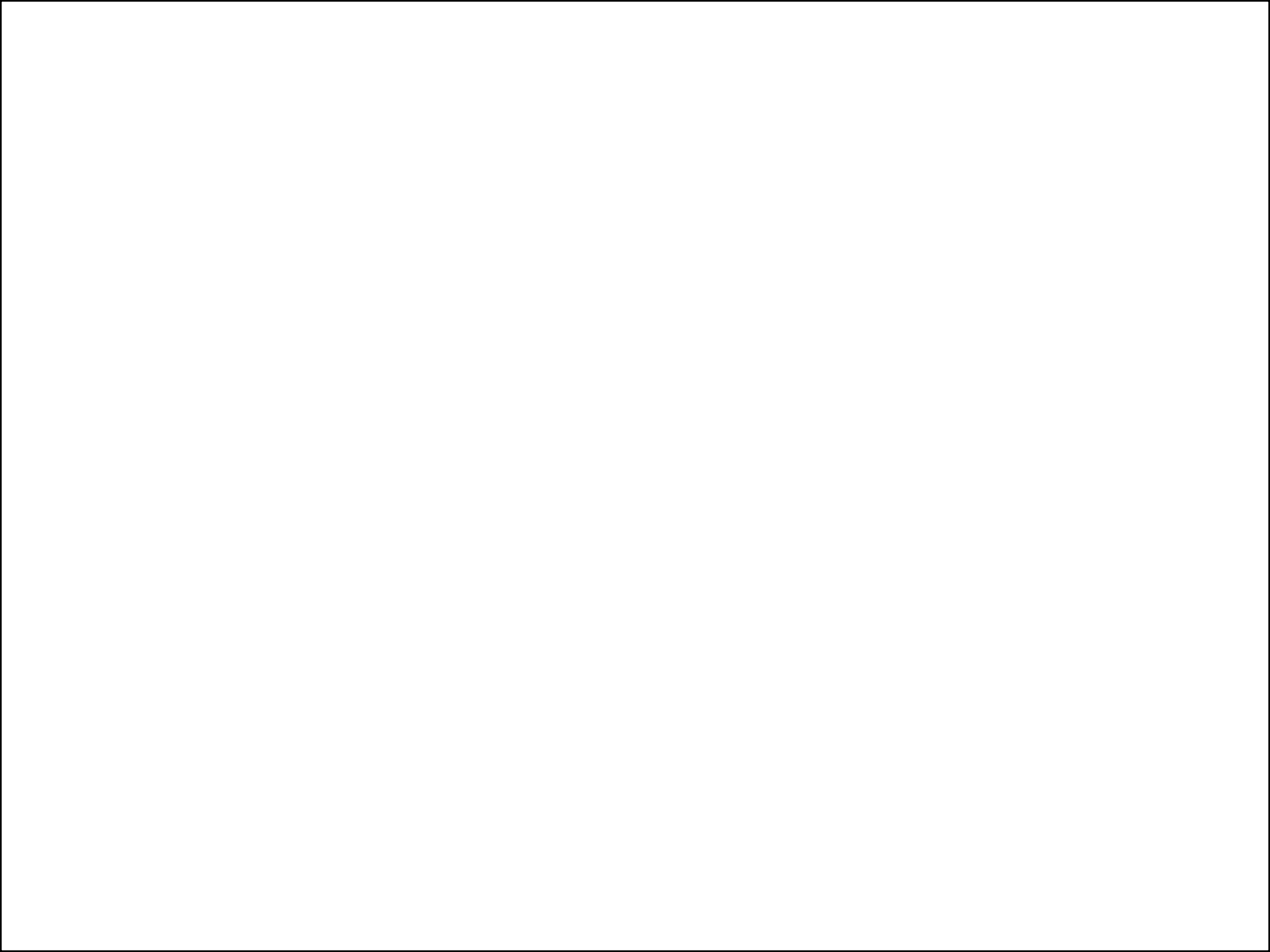
➡ 各校で視点を持って検討

◆この規定を適用した時に、取り扱わなかったり替えたりした事項を 学年
進行とともにそのように事後措置するかを十分考慮して指導計画を作成。

2 知的障害である児童生徒の場合 （多様なまなびの場、選択肢の広がり）

3 重複障害者の場合 P339

◆自立活動に替えて指導する場合は、慎重に行う。



『情報活用能力やプログラミング教育』について

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

答申の(別紙)

Top－政策・審議会－審議会情報－中央教育審議会－幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中教審第197号)

『新しい外国語活動や外国語のイメージ等』について

「別添資料(3／3)」に年間指導計画のイメージ(たたき台)」

「小学校におけるカリキュラム・マネジメントのあり方に関する検討会議報告書」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/new/1382237.htm

Top－教育－小学校，中学校，高等学校－学習指導要領「生きる力」－小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討－小学校におけるカリキュラム・マネジメントの在り方に関する検討会議 報告